



やちよ 農業委員会だより

第125号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 金子 武
出身行政区：芦ヶ谷新田
担当地区：大間木、芦ヶ谷新田
舟戸

近年、法律改正による農業改革、異常気象、農家の高齢化など、農業をとりまく環境が大きく変化しております。それに対応すべく農地の有効利用、耕作放棄地の解消、認定農業者の確保などに向かって取り組んでいるところですが、課題が多いのが実状です。今後もさらに、各関係機関との連携や皆様方のご指導を賜りながら、八千代町の農業の活性化、魅力ある農業の在り方を求め、若者を支援し続ける農業委員でありたいと考えております。



農業委員 佐藤 宏
出身行政区：磯
担当地区：蒔田、仲坪、山ノ神
神山、磯、村貫東
村貫西

農業委員としての任期もあと一年になろうとしています。就任する前は仕事の内容を、農地法に関する許可の審議だけだと思っておりました。しかし、いざ農業委員として働いてみると、その活動内容は多岐にわたり、農業の様々な問題を目の当たりにしました。農家の高齢化、若者の農業就業者の少なさ、耕作放棄地の増加など、すぐに解決できる問題ばかりではありませんが、八千代町の農地の有効活用と農業発展のために、農業委員として日々活動していきたいと思っております。



農業者年金でゆとりのある老後を!

今は現役で働いている世代であっても必ず老後を迎える時期がやってきます。老後の収入減少や介護・病気への不安を軽減し、少しでもゆとりのある老後の生活に備えるために、国民年金の上乗せ分として農業者年金の加入を推進しています。最近では、ご夫婦での加入も増えています。

(主なメリット)

- ・ 少子高齢化に強い積み立て方式の年金です
- ・ 保険料は全額社会保険料控除で節税対策になります
- ・ 終身年金で80歳までの死亡一時金があります

【申し込み・問い合わせ先】

農業委員会事務局 内線 2120

農業委員会の新体制移行について

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、組織体制が大きく変わります。改正のポイントは次のとおりです。

1 農業委員会事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進（耕作放棄地の発生防止・解消・担い手への農地集積等）に関する事務が、任意事務から必須事務となり、体制が強化されます。具体的には、現在の「農業委員」が農地法許認可にかかる決定行為など合議体として意思決定を行うほかに、「農業委員」と新たに新設された「農地利用最適化推進委員」とが連携して、地域における農業者の話し合いや農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止などを行います。

2 農業委員の選出方法が変更

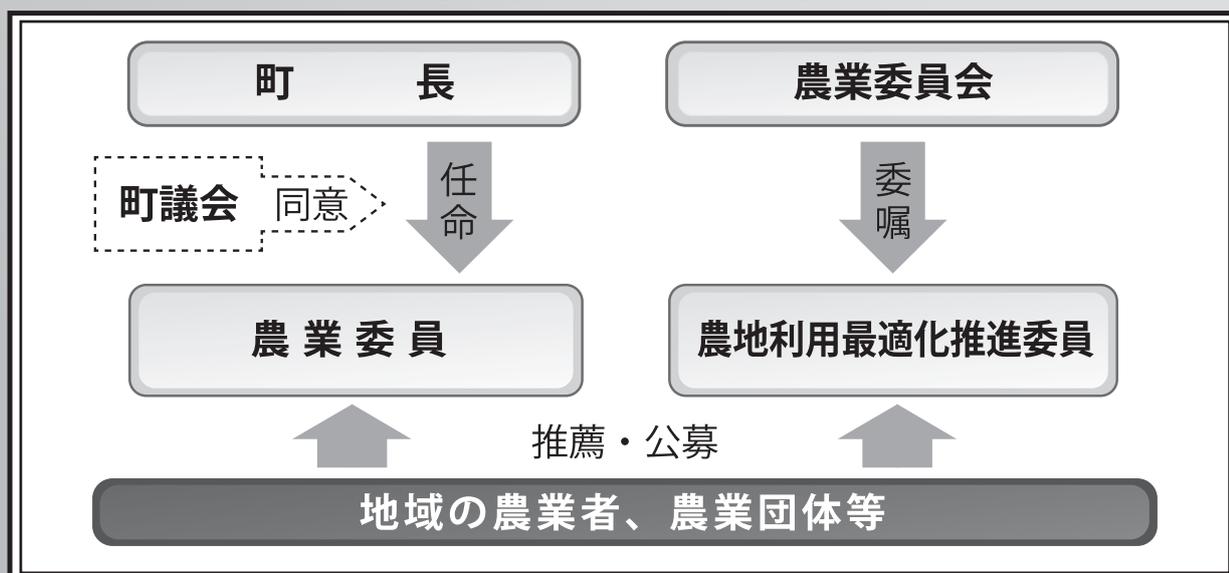
- ・「選挙制」から、議会同意による市町村長の「任命制」へ変わります
- ・農業委員の過半数が、「認定農業者」であること
- ・農業委員会の所掌に属する事務に利害関係を有しない者が含まれること
- ・女性や青年農業者の積極的な登用につとめること



3 農地利用最適化推進委員の新設

- ・担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の発生防止などの活動を行います
- ・農地中間管理機構との連携を図ります
- ・定数は条例で定め、農業委員会が委嘱します

【選任のイメージ】



●八千代町が、新しい体制に移行するのは

平成30年9月 からです。

それまでの間は、現在の体制が継続することになります。